**平成２２年（フ）第１８４号**
栃木県足利市常見町１丁目５番地２　トキタハイツ205、前住所群馬県太田市緑町851番地１　田村志郎方
債務者　田村　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第１８５号**
栃木県佐野市富岡町1562番地　レオパレスハレクラ２―101、前住所栃木県栃木市大平町西山田1175番地１
債務者　富山　　繁
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第１８８号**
栃木県足利市田中町７番地８　スカイタワー16―1402号室
債務者　小菅　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第２６３２号**
横浜市磯子区洋光台２丁目１番30―201号
債務者　中田　光彦
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２７５５号**
横浜市港北区大曽根１丁目９番１号　大倉山グリーンハイツ102
債務者　車田ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２８８２号**
横浜市戸塚区名瀬町764番地２　シルクハイム東戸塚105号
債務者　岸本裕二郎
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９８５号**
横浜市磯子区森２丁目10番17号　第一富士ハイツ102号
債務者　中村　好子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０１９号**
横浜市西区平沼１丁目８番14―901号
債務者　江崎　将史
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０２３号**
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地１　ビューコート仏向１－１棟403号室
債務者　稲葉　幸仁
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０５９号**
神奈川県高座郡寒川町田端353番地
債務者　庄司美和子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０６３号**
神奈川県藤沢市村岡東２丁目１番地の５　コーポ沼上Ｄ棟202
債務者　福田　美紀
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８０１０号**
大阪市東淀川区大桐４丁目４番67―Ｂ1405号
債務者　亀水由紀代（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第３２号**
秋田県大館市長坂字大巻屋布63番地
破産者　有限会社円英木材
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第３２９４号**
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115番地の83
破産者　有限会社西原住建
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１０５号**
金沢市古府２丁目242番地
破産者　有限会社マレーヌ販売
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第２８２号**
岐阜県中津川市中津川926番地の１
破産者　波多野克美
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部